

令和4年7月22日公告「ノート型パソコン30台の購入」に関する質問への回答

【質問①】

購入機器仕様書の明細には、保守期間について記載されていないので、保守パックは、必要なしでよいでしょうか。

又6その他に記載の2028年3月31日まで無償で修理または交換対応と記載されていますが、6年以上の保守パックが必要でしょうか。

【回答①】

大変申し訳ございません。仕様書の6その他への記載内容に誤りがございましたので、下記のとおり訂正させていただきます。

[誤] 2028年3月31日までに

[正] 納入後5年以内に

なお、保守パックである必要はございません。

【質問②】

仕様書にインストール作業等は、記載されていませんが、箱納品で問題ないですか。

キットニング作業が必要ですか、今回の応札は、パソコン本体のみで想定していますが、問題ないでしょうか。

【回答②】

パソコン本体のみ（箱納品）で問題ございません。

キットニング作業は不要です。

【質問③】

光学ドライブは不要でしょうか。

【回答③】

不要です。

【質問④】

マイクロソフト Office は不要でしょうか。

【回答④】

不要です。

【質問⑤】

マウスは不要でしょうか。

【回答⑤】

不要です。

【質問⑥】

設定作業は不要でしょうか。

【回答⑥】

不要です。

【質問⑦】

落札後の手続きについて

契約手続きは、落札日の8月10日から何日以内に行う必要がある等の規則はございますか。

【回答⑦】

契約締結は、落札者決定後30日以内としています。

【質問⑧】

納税証明書の提出以外に、落札後まもなく対応する必要がある事項はございますか。

【回答⑧】

落札候補者については入札実施後2日以内（土日を除く）に、消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」（所管税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し（提示可）および三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税証明書（県税に滞納がないこと）」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの。）の写し（提示可）を提出していただきます。

（※新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）